

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 令和6年3月26日(火)
開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時41分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 松 本 淳 |
| 教育長職務代理者 | 鳥 海 正 明 |
| 委 員 | 小 島 千 鶴 |
| 委 員 | 朝 倉 暁 生 |
| 委 員 | 蓮 池 政 貴 |
4. 出席職員
- | | |
|------------|---------|
| 教育次長 | 村 田 真 二 |
| 管理部 | 牟 田 重 実 |
| 学校教育部長 | 日 高 祐一郎 |
| 生涯学習部長 | 三 澤 史 子 |
| 教育総務課長 | 田 島 正 則 |
| 施設課長 | 高 誠 司 |
| 学務課長 | 野 木 英 表 |
| 指導課長 | 茂 木 義 久 |
| 保健体育課長 | 吉 田 浩 一 |
| 総合教育センター所長 | 太 田 由 紀 |
| 教育支援室長 | 神 田 順 子 |
| 市立船橋高校事務長 | 鈴 木 靖 弘 |
| 社会教育課長 | 藤 井 好 実 |
| 文化課長 | 阿 部 健一郎 |
| 生涯スポーツ課長 | 石 山 公 唯 |

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第7号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第8号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第9号 船橋市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

- 議案第10号 船橋市立御滝中学校用地の変更について
- 議案第11号 船橋市立船橋高等学校用地の変更について
- 議案第12号 旧金杉台中学校跡地の引き継ぎについて
- 議案第13号 史跡取掛西貝塚保存活用計画の策定について
- 議案第14号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について
- 議案第15号 令和6年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について
- 議案第16号 審査請求に対する裁決について
- 議案第17号 審査請求に対する裁決について
- 議案第18号 審査請求に対する裁決について

第3 臨時代理報告

- 報告第1号 職員の任免について
- 報告第2号 県費負担教職員の任免に関する内申について
- 報告第3号 県費負担教職員の任免に関する内申について
- 報告第4号 職員の任免について

第4 報告事項

- (1) 令和5年度第59回教育研究論文について
- (2) 令和5年度船橋市特別支援教育推進大会 合同発表会について
- (3) 令和6年度サポートルームについて
- (4) 第37回ふなばし生涯学習フェアについて
- (5) 第31回音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭の実施報告について
- (6) 第42回船橋市小学生・女子駅伝競走大会の実施報告について
- (7) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (8) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (9) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (10) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (11) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (12) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

1月18日に開催いたしました教育委員会会議1月定例会の会議録と2月2日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がございました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人をお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は、議案第7号から議案第18号の議案12件、報告第1号から報告第4号の臨時代理報告4件、報告事項(1)から(12)の報告事項12件でございます。

議案第14号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第16号から議案第18号につきましては、同規則第12条第1項第2号に、議案第15号については、同規則第12条第1項第5号に、報告事項(7)から(11)につきましては、同規則第12条第1項第3号に該当いたしますので、非公開としたいと思っております。

また、議案第14号から18号及び報告事項(7)から(11)につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員には退室をお願いすることから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(12)の後に繰り下げたいと思っております。

ご異議はございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第7号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

【教育総務課長】

議案第7号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

資料は本冊の5ページから9ページまでとなっており、改正理由につきまして、4月1日付の組織改編と分掌事業の見直し等に伴うものでございます。

それでは、内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。

5ページをご覧ください。

第9条の表は、事務局の組織について規定したのですが、まず、管理部教育総務課に、計画管理係を新設いたします。これは、総合教育センターから教育総務課へ事務の一部を移管するため、新しい係を設置するものです。

また、放課後子供教室係については、青少年課に設置する新たな係に統合することから、教育総務課からは削除いたします。学校教育部指導課については、生徒指導係を削除し、次の6ページの第2項の表にありますとおり、児童・生徒サポート室を新設します。この児童・生徒サポート室は、現在の生徒指導係を発展、充実させ、室という位置づけにするものでございます。

同じ6ページの一番上をご覧ください。

生涯学習部青少年課に新たに、地域学校協働係と青少年事業係を設置し、現在の事業係は削除いたします。

社会教育課から地域学校協働活動に係る事務と教育総務課から放課後子供教室係の事務を学校協働係に移管し、新たに2係体制として、再編するものです。

次に、分掌事務についてですが、第11条の生涯学習部の芸術文化及び文化財に関するところとあるところを文化芸術及び文化財に関するものと改めます。

今回、文化芸術基本法に即する形で、全体的な表記の見直しを行いますので、芸術文化の表記や文化のみの表記については、文化芸術に統一しております。

次に、第12条のうち、教育総務課の分掌事務ですが、学校の情報化施策の調整及び予算に関することを追加します。学校の情報化施策に関することにつきましては、これまで、総合教育センターが所管しておりましたが、今後、児童生徒の持つ端末の更新などを控え、総合教育センターの事務が増えることが想定されますことから、その一部を教育総務課に移管するものでございます。

また、放課後子供教室に関することについては、教育総務課から青少年課に移管するため、削除いたします。

続いて、7ページをご覧ください。

第13条のうち、指導課の分掌事務では、情報教育に関することを総合教育センターから移管し、追加します。

新設する児童・生徒サポート室の分掌事務としては、これまで指導課の分掌事務として記載しておりました児童・生徒の指導に関することなどに加え、不登校に関すること

及びいじめに関することを新たに規定し、不登校やいじめ等の課題を抱える児童・生徒への支援に積極的に取り組む体制を強化するものでございます。

次に、第14条のうち、文化課の分掌事務です。先ほどご説明したとおり、文化芸術基本法の表記に合わせ、芸術文化を文化芸術と改めるものです。また、文化芸術基本法の基本理念として、文化芸術活動を行うものの自主性が十分に尊重されなければならないこととされておりますので、行政による育成指導との表現はそぐわないため、支援と改めることといたしました。

8ページをご覧ください。

文化・スポーツ公社に関する規定については、文化・スポーツ公社が令和6年4月1日付で船橋市公園協会に収集合併されるため、改めるものです。

なお、所管課は文化課となりますことから、生涯スポーツ課の分掌事務からは、文化・スポーツ公社に関する規定を削除します。

続きまして、青少年課の分掌事務でございます。

新設する地域学校協働系の事務として、地域学校協働活動に関することを新たに規定するとともに、教育総務課から移管する放課後子供教室に関することも追加しております。

次に、第16条のうち総合教育センターの分掌事務については、さきにご説明しましたとおり、教育総務課と指導課に事務の一部を移管するための改正でございます。

続いて、公民館の分掌事務です。

新たに公民館全体の企画及び運営方針に関すること（中央公民館に限る）との規定を追加しております。これは中央公民館が、他の基幹公民館を含め公民館全体の調整機能を担っておりますことから、実態に即して分掌事務をより明確にしたものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

第17条の表は、附属機関に関する事務の所管を規定したのですが、総合教育センター所管の心身障害児就学指導委員会は、教育支援委員会へと名称が変更されますので、改定するものでございます。

最後に、第28条の改正につきましては、新たな職として専門幹を置くことができるという規定を追加するものでございます。専門幹については、定年引上げにより、役職定年となる職員をもって当てることを想定しており、行政経験豊富な職員の専門的な知見を様々な行政課題の解決へつなげるため、設置するものです。

なお、市長事務部局においても、同様に専門幹の職が設置される予定ですので、併せての改正となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第7号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を、採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

【教育総務課長】

議案第8号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は本冊11ページから13ページまでとなっております。

まず、本規程の改正理由ですが、船橋市中心身障害児就学指導委員会条例及び船橋市教育委員会組織規則の一部改正に合わせて本規程の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

11ページをご覧ください。

別表第2、教育長の決裁事項及び個別専決事項での文化課について、芸術文化とあるところを文化芸術と改めます。これは先ほどご審議いただいた文化芸術基本法に即する形で表記の見直しを行い、船橋市教育委員会組織規則の一部改正に伴い、本規程も改正するものです。

次に、12ページをご覧ください。

総合教育センターについては、2月の教育委員会会議定例会で議決をいただきました船橋市中心身障害児就学指導委員会の条例の改正により、委員会の名称が心身障害児就学指導員会から教育支援委員会へ改まることから、これに合わせて本規程を改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第8号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号について、保健体育科、説明願います。

保健体育課長。

【保健体育課長】

議案第9号「船橋市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

本冊資料15ページから18ページをご覧ください。

来年度から船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校の学校給食が全校民間委託となります。よって、来年度以降、船橋市給食調理場は労働安全衛生の観点において、市が直接雇用する労働者が常時いなくなることから、労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令に基づき、給食調理場安全衛生委員会は廃止となります。そこで、規程の整備を図る必要があることから、船橋市私立学校職員安全衛生管理規則の給食調理場に係る箇所を改正しております。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号「船橋市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について」を、採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第9号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号の審議に入ります。

議案第10号から議案第13号については、いずれも旧金杉台中学校跡地に関する議案となります。また、議案第10号と議案第11号については、一括して担当課より説明を行った後に、各議案について審議することといたします。

それでは、施設課、説明願います。

施設課長。

【施設課長】

施設課から議案第10号「船橋市立御滝中学校用地の変更について」及び議案第11号「船橋市立船橋高等学校用地の変更について」を説明いたします。

本件は、金杉台中学校と御滝中学校の統合に伴って、現在は御滝中学校用地となっている旧金杉台中学校の区域内にある運動場用地を市立船橋高等学校用地に変更するに当たりまして、船橋市教育委員会組織規則第3条第5号の規定に基づき、議決を得る必要があることから、今回、議案としてお諮りするものでございます。

それでは、本冊20ページの配置図をご覧ください。

御滝中学校用地から市立船橋高等学校用地に変更する土地につきましては、赤色で塗られている部分の1万511平方メートルでございます。

なお、配置図で青色に塗られている武道場の建物及び敷地については、部活動等で今後も御滝中学校が使用していく予定であることから、引き続き、御滝中学校用地としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

それでは、議案第10号「船橋市立御滝中学校用地の変更について」を、採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第11号「船橋市立船橋高等学校用地の変更について」を採決いたしま

す。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第11号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、文化課、説明願います。

文化課長。

【文化課長】

議案第12号「旧金杉台中学校跡地の引き継ぎについて」ご説明させていただきます。

資料は23ページをご覧ください。

旧金杉台中学校の校舎を（仮称）埋蔵文化財調査研究センターとして活用するため、校舎を教育財産として、土地建物を市長が引き継ぐことになります。

25ページ図面をご覧ください。

青色の部分を（仮称）蔵文化財調査研究センターの用地・建物として引き継ぎます。

なお、体育館につきましては、今後取壊しを行い、駐車場として活用する予定ですが、財産管理課にて取壊しを行うため、今回のこのタイミングでは引継ぎを行わない形となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま議案第12号について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号「旧金杉台中学校跡地の引き継ぎについて」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号について、文化課、説明願います。

文化課長。

【文化課長】

議案第13号「史跡取掛西貝塚保存活用計画の策定について」ご説明いたします。

本冊の29ページから32ページまで、計画の概要版、そして33ページから154ページまでを計画の最終案として掲載しております。

概要版の29ページをご覧ください。

本計画は令和3年10月に、国史跡に指定された約1万年前の貝塚である取掛西貝塚につきまして、史跡の価値を明らかにし、保存管理や活用、整備等の方針を示し、市民の皆様とともに、後世に継承するため、文化財保護法に基づき作成するものです。

計画期間は令和6年4月1日から10年間となっています。

教育委員会会議の11月定例会で計画の概要やパブリックコメントの実施についてご説明をし、後日、委員の皆様には素案を郵送させていただきました。また、2月定例会にて、パブリックコメントの実施結果について報告をさせていただいたところです。

その後、有識者等で構成される史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会にて、パブリックコメントの結果も踏まえ、ご審議をいただき、このたびお手元の資料のとおり、計画の最終案として整え、ご提示をさせていただいております。

なお、以前お送りした素案から大きく変更となった点はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

それでは、議案第13号「史跡取掛西貝塚保存活用計画の策定について」を、採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第13号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして臨時代理報告に入ります。

報告第1号について、教育総務課、報告願います。

教育総務課長。

【教育総務課長】

報告第1号「職員の任免について」でございます。

資料の別冊4の3ページから5ページまでとなります。

現在、主幹以上の事務局職員及び教育機関の長に任命に当たっては、教育委員会会議において、議決を得るものでございますが、内示日程等の関係で、会議を招集するいとまがございませでしたので、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により、教育長の臨時代理にて決裁し、今回のご報告となります。

それでは、3ページをご覧ください。

まず、1、令和6年3月31日付で役職定年となる職員でございます。段階的な定年の引上げにより、今年度は定年退職する職員はおりませんが、役職定年となる職員が三澤史子生涯学習部長を含め、4名でございます。

次に、2、令和6年3月31日付で普通退職する職員でございます。

小川延子高根公民館長含め、3名でございます。

次に、3、令和6年4月1日付で県費負担教職員として任用されるため、令和6年3月31日付で退職する職員でございます。

茂木義久指導課長を含め、4名でございます。

次に、4、令和6年4月1日付で昇任または配置換えをする職員でございます。

三田公民館長の松下哲子を生涯スポーツ課長補佐とするのを含め、9名が変更となっております。

次に、5、令和6年4月1日付で市長事務部局等へ出向する職員でございます。

管理部長の牟田重実を含め、2名でございます。

次に、6、令和6年4月1日付で市長事務部局等から転任する職員でございます。

国保年金課長の鈴木寿雄が管理部長へ転任するのを含め、7名の転任でございます。

最後に、7、令和6年4月1日付で県費負担教職員から任用する職員でございます。

湊中学校長の長谷川右が教育総務課主幹（教育総務課長補佐事務取扱）へ任用となるのを含め、6名の任用となります。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですね。

続きまして、報告第2号について、学務課、報告願います。

学務課長。

【学務課長】

報告第2号「県費負担教職員の任免に関する内申について」ご報告申し上げます。

別冊4、7ページをご覧ください。

法典東小学校長、神谷知子は、2月2日より体調不良のため、療養休暇を取得し、3月8日から休職に入ることとなったため、法典東小学校に新たな校長が必要となりました。本来であれば、教育委員会会議での議決事項ですが、緊急やむを得ない事情で会議を開催することができなかつたため、教育長による臨時代理によって県教育委員会に後任校長の内申を提出いたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、後任には、千葉県教育庁葛南教育事務所の渡部香里次長が入ります。

この件につきましては、3月11日に行われた千葉県教育委員会の教育委員会会議にて承認されたことを加えてご報告させていただきます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

続きまして、報告第3号について、学務課報告願います。

学務課長。

【学務課長】

報告第3号「県費負担教職員の任免に関する内申について」ご報告申し上げます。

令和5年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、別冊資料4、9ページから14ページになります。

小・中学校での退職者が6名、行政等の転出等7名となり、市内に43名の新たな校長が配置されます。43名の新たな校長のうち、再任の校長が5名、県教委、他市等からの転入校長が4名、市内の新任校長が12名、再任用校長が10名、特例任用校長が12名となります。

令和5年度末年齢が56歳以下の若い新任校長につきましては、14名となっております。

次に、教頭でございますが、資料は別冊4、15ページから17ページになります。

退職者はゼロ名、教頭から校長に昇任したものが9名、教頭から教諭に降任したものが1名、行政や他市に異動した者が8名おります。

新任教頭は15名で、市内教諭からの昇任が5名、県教委、他市等からの転入教頭が10名となっております。また、教頭の定数ですが、新たに宮本小学校、法典東小学校と行田中学校が教頭複数配置となりましたので、全体で3名増となっております。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告第4号について、学務課報告、願います。
学務課長。

【学務課長】

報告第4号「職員の任免について」ご報告申し上げます。
資料は別冊4、19ページになります。
校長の任免です。津田亘彦が退職し、千葉県立千葉女子高等学校への異動となります。
代わりに、千葉県環境生活部スポーツ文化局生涯スポーツ振興課生涯スポーツ室より、
近藤義行が新しい校長として着任いたします。
令和5年度末の市立船橋高等学校の教頭の任免でございますが矢口博之が退職し、千
葉県立八千代高等学校への異動となります。代わりに、千葉県立佐倉南高等学校より伊
藤欣正が新しい教頭として着任いたします。
以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、続きまして、報告事項に入ります。
報告事項(1)から(6)につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省
略したいと思います。
何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告(12)その他で何か報告したいことがある方は報告願います。
よろしいですか。
それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました報告第14号の審議に入りますの
で、傍聴人はご退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第14号について、文化課、説明願います。
議案第14号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は文化課長より説明後審議に
入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第15号、報告事項（7）から（10）の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

（関係職員以外退席）

【教育長】

それでは、議案第15号について、指導課、説明願います。

議案第15号「令和6年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」は指導課長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項（7）について、指導課、報告願います。

報告事項（7）「いじめの重大事態の調査結果に係る報告について」は指導課長より報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（8）について、指導課、お願いします。

報告事項（8）「いじめの重大事態の調査結果に係る報告について」は指導課長より報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（9）について、指導課、報告願います。

報告事項（9）「いじめの重大事態の調査結果に係る報告に係る報告について」は指導課長より報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（10）について、指導課、報告願います。

報告事項（10）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（11）について、指導課、報告願います。

報告事項（11）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より報告があった。

【教育長】

続きまして、議案第16号から議案第18号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、議案第16号について、教育総務課、説明願います。

議案第16号「審査請求に対する裁決について」は教育総務課長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第17号について、教育総務課、説明願います。

議案第17号「審査請求に対する裁決について」は教育総務課長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第18号について、教育総務課、説明願います。

議案第18号「審査請求に対する裁決について」は教育総務課長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

本日本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時41分閉会